The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	＜文献紹介＞ ユルゲン・ハーバーマス著 「人権に関する異文化横断的ディスクルス」Jürgen Habermas, Der interkulturelle Diskurs über Menschenrechte, in : Hauke Brunkhorst, Wolfgang R. Köhler und Matthias Lutz-Bachmann (Hg.), Recht auf Menschenrechte, Suhrkamp, 1999, S.216-227.ヴォルフガング・R・ケーラー著 「人権への権利」Wolfgang R. Köhler, Das Recht auf Menschenrechte, in : Recht auf Menschenrechte, S.106-124..
Author(s)	米田, 恵
Citation	メタフュシカ. 2013, 44, p. 141-147
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/26546
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

≪文献紹介≫

ユルゲン・ハーバーマス著

「人権に関する異文化横断的ディスクルス」

Jürgen Habermas, Der interkulturelle Diskurs über Menschenrechte, in: Hauke Brunkhorst, Wolfgang R. Köhler und Matthias Lutz-Bachmann (Hg.), *Recht auf Menschenrechte*, Suhrkamp, 1999, S.216-227.

ヴォルフガング・R・ケーラー著

「人権への権利」

Wolfgang R. Köhler, Das Recht auf Menschenrechte, in: *Recht auf Menschenrechte*, S.106-124.

米田恵

本稿で取り上げる二つの論文では、ともに人権概念を擁護するという明確な関心において、議論が展開されている。その際の前提として、両者に共通するのは、人権の正統性の根拠を相互主観的に捉えているという点である。しかし、両者には明らかな相違も見られ、ハーバーマスが、人権が承認されてきた「近代」以降の民主主義的実践に人権の正統性の規範的基盤をみるのに対し、ケーラーは、個々の人権が相互主観的な民主主義的実践においてのみ保証されることを認めつつも、それに先立って承認されるべき道徳的根拠としての「人権への権利」において、その正統性を根拠づけようとする。本稿では、彼らの議論を紹介し、その共通点と相違点を明確にする。

Ⅰ．ハーバーマスの議論

ハーバーマスはここで、人権概念擁護の議論を展開しているのだが、その際の現状認識として、一方で、人権はすでに国家の主権を越えてグローバルに拡張されうるものとして、すなわち世界市民の権利として、その普遍的な意味を思考できるものになっていると考えている。他方、このように人権を現実化するために有効な世界市民法という目標は、実際にはいまだ実現されてはいないのも確かであり、人権の普遍的な意味と、それを現実化するための諸条件とのあいだには緊張関係がある。しかし、国際法において主権を担う主体の境界線が不明確となっている一方で、超国家的な機関や会議の権限がなお権力関係に依存しているという不安定な状況のなか、唯一、

政治的な正統性の根拠を提供しうるものとして、ハーバーマスは人権の概念を擁護する。彼の議論は、人権概念に対して向けられる以下のような批判を想定し、それに応答する形で展開される。

(1)　西洋の自己批判的ディスクルスにおける人権概念批判

(2)　人権概念は西洋の個人主義的法理解にもとづいたものだとする批判

(3)　人権の世俗性に対する批判

Ⅰ－(1)

人権は西洋合理主義の文脈において解釈され実現されてきたという歴史的背景をもっている。だとすれば、人権の普遍的な妥当要求とされるものには、すでに西洋の特殊性と利害関心が隠されているのではないか。こうした疑念は、理性批判の観点と権力批判の観点から考えることができる。まず、理性批判の観点によれば、人権の理念はプラトン主義に根ざした西洋特有の理性の表現であり、その特殊な成立のコンテクストを度外視することによって、単にローカルに妥当する尺度を普遍的とみなしているにすぎないと考えられる。また、権力批判の観点からは、権利という規範的言語に反映されているのは、実は政治的な自己主張による事実上の権力要求でしかありえず、普遍的とされる人権の権利要求の背後には、常に一定の集団のもつ特殊な意志が潜んでいることになる。このように、権利を権力に還元することによって、西洋の文脈において成立してきた人権概念のうちには、すでに隠れた特殊な権力要求が優先されていると考えられる。

しかし、ハーバーマスによれば、西洋合理主義の利点は、自身の伝統から距離をとり、制限された視点を拡張しうることである。こうした自己関係性を共有する啓蒙のディスクルスに対して、前者の批判のように、理性一般を西洋の特殊性とみなす議論は有効とはいえない。そして、同様にこの特徴を共有する人権のディスクルスによって、ある基準が前もって与えられ、そこに成立の特殊性が内在していたとしても、それが孕むことになる排除のメカニズムは、こうした自己関係性によって発見され修正されうる。人権のディスクルスはあらゆる意見に耳を傾けることを目指し、他者の受容を要求するものである。それゆえ、理性批判の観点からの人権批判はあたらない。また、後者の権力批判の観点からの批判に対しては、権力そのものを正当な法によってコントロールしうるということは、18 世紀にすでに明らかとなっているとして、上のような還元主義的な議論も斥けられる。

ところで、こうした西洋の自己批判的な論拠を借用し、西洋とは異なる文化の論者から人権批判がなされるということも考えられる。ハーバーマスによれば、啓蒙のディスクルスが上述の自己関係性を確保しているのに対して、こうした論者たちが自らの文化的伝統に自己意識をおいたまま人権を批判するのなら、その批判は説得的なものとは言えない。人権の起源が西洋の「近代」にあると考えるとしても、その際、当時のヨーロッパ社会における「近代」の挑戦という状況が考慮されるべきであり、今日においては、同様の状況がグローバルに拡張した形で、諸文化や諸宗教をとりまいている。このように考えるなら、「近代」が前もって与える人権の基準が西洋の特殊な文化的背景によるものかどうかということよりも、現在の〈グローバル化した「近代」〉ともいえる状況において、異なる文化の観点からも公正となるような人権の解釈こそが問題とさ

れるべきである。

Ⅰ－(2)

人権は西洋の個人主義的法理解から導出されるものであり、アジア的な文化固有の価値とは相容れないとして、人権概念が否認されるとき、たとえば、個人の主観的権利ではなく共同体への義務を介して統合されてきた「文化」が根拠とされるかもしれない。しかし、主観的権利は、倫理的な人生設計という観点において個人の私的生活を保護するだけでなく、個人が道徳的な顧慮から離れて自由に選好するということをも可能にする。主観的権利のこの側面によって、経済交流において不可欠な法の保障というシステムも確保されることになる。それゆえ、ハーバーマスによれば、ある国家が、グローバル化した経済交流の枠組みの中で、機能的理由から、個人主義的法秩序の成果である実定法を導入しつつ、個人主義―共同体主義という文化的相違を理由として、この法秩序の一部である人権を否認しようとするのであれば、こうした議論は誤りである。

あるいは、個人主義への留保が示される際、貧困状態から物質的な基本的必要を満たせる経済発展状態に国が達するまでは、集団的な発展を通して社会的・文化的基本権を確保することが、個人の権利の平等と見解の自由よりも優先されてよいと主張されるかもしれない。しかし、規範的には、社会的・文化的基本権は、自由主義的で政治的な基本権を機会均等に利用するための事実的前提を確保するためのものであり、それが後者の権利に対して優先されるということは不合理であるとして、ハーバーマスはこうした見解を斥けている。

また、人権の個人主義的な法秩序が集団的な生活秩序の不可侵性を阻害するという理由によって、人権に留保が示されるかもしれない。こうした留保を原理的に解釈するなら、「ロック的」(223)な主観的権利の理解への正当な批判として、それをみることができる。つまり、こうした理解は、あらゆる社会化に先立つ所与の個人というものを想定しており、ここに、個人主義に対する集団主義のアンチテーゼが提示される。しかし、ハーバーマスによれば、個人の権利要求は法的共同体の相互主観的な規範からのみ導かれうるのであり、主観的権利の担い手としての法的人格の地位は、常に、構成員の相互承認にもとづく法的共同体のコンテクストにおいて成立する。この意味では、法的共同体の要求は、個人的な権利要求に優先されてしかるべきという言う方もできる。だとすれば、上のような主観的権利の理解は必然的に修正され、このとき、個人主義 - 集団主義という二者択一も不要となり、ここで人権へ向けられている批判も解消される。

Ⅰ－(3)

上のような主観的権利にもとづく人権理解の基礎には、自律の概念がある。そして、政治の世俗化という理念もまた、自律の概念から導かれる民主的正統性の条件である。自律における自己立法の理念が民主的意志決定の手続きに影響を与え、この手続きによって、政治的支配は世界観の中立を確保する正統性の基盤の上におかれる。人権の基礎にはこの世俗性の理念があるのだが、この点においても人権への異論は向けられる。もちろん、今日の世界情勢において、他者との共生という前提を度外視することはできない以上、異なる宗教的・宇宙論的世界観を排除して、自

己の世界観を原理主義的に正統化することはもはや可能ではない。しかし、原理主義者たちだけではなく、たとえば、世界観を交差させることによって諸宗教の信仰が共存することを期待するような論者たちもまた、世俗化によって世界観が中立的に無力化され、宗教的信仰の力が弱められることに対する懸念から、世俗化への留保を示している。

ハーバーマスによれば、こうした考え方は、規範的次元と経験的次元を混同している。世俗化は、「公正な政治的共存のための共通の基盤はいかにしてみつけられるか」（225）という規範的な問いの次元にあり、結果的に信仰のもつ影響力が事実上弱められることになったとしても、世俗化の力が、何らかの宗教的信条や真理性要求といったものに向けられているわけではない。私たちは、異なる宗教的･文化的伝統をもっているとしても、グローバルな社会の枠組みのなかで、共生のための規範については否応なしに了解しあわなければならない。このまさに、今日の〈グローバル化した「近代」〉という状況が反省を強いることによって、伝統的な世界像は、反省的で倫理的な世界理解・自己理解となる。こうした理解は、なお、異なる信仰の信念と対立する可能性を常に孕むものではあるが、諸宗教がこの理解に立ってはじめて、「同等の権利をもって共存するためのルール」（226）について了解しあうことが可能になると、ハーバーマスは考えている。

Ⅱ．ケーラーの議論

ケーラーはここで、人権そのものの直接的な根拠づけを主眼として議論を展開している。権利がなぜ妥当するのか、その根拠は、立法者によって効力を与えられ、現に妥当しているという単純な適法性にあるのではなく、承認に値する適法性として、その正統性が証明されることにある。正統性は、人間による根拠づけの実践に依拠しており、それをプラトン的に理解することはもはやできない。ここで、ハーバーマスにならって、根拠づけの実践は「ディスクルスによって認証可能」（108）であり、「相互主観的な正当化」（ebd.）を必要とすると考えるとする。この場合にもやはり、適法性から正統性が生じうるというパラドクスが説明されなければならない。たとえば、形而上学的な実在論の立場に立って、歴史的発生とその妥当とを切り離すことは、人権の場合には意味がない。とはいえ、反実在論的に、「承認によって人権は妥当する」というなら、相対主義に陥るように思われるかもしれない。しかし、相対主義につながるのは主観的解釈だけであり、相互主観的に正統性の概念を解釈するなら、相対主義に陥ることもない。このように、まずケーラーは、根拠づけの概念を分析し、正統性の概念の相互主観的な解釈をとる。以下、ケーラーによる人権の根拠づけの議論を、主に、ハーバーマスの理論との比較において彼がもっとも力点をおいて論じている(1)道徳的根拠づけ、(2)法的根拠づけに関連して紹介する。

Ⅱ－(1)

人権が道徳的な原理から導かれると想定して、その際ケーラーは、カントの尊厳の概念とともに、あらゆる人間を人格として目的それ自体とみなすことをこの原理としてあげている。そして、自らに目的を設定できる自律的な存在者としての人間の人格的尊厳において、この原理は、すな

わち自由である[1]。ケーラーは、目的それ自体であることを必要十分条件として「人権への権利」が根拠づけられると考え、明確にこの立場をとる。人権への権利は、人格として承認される権利であり、それゆえ、自由と身体的な不可侵性への権利であり、法的な平等である。さらに、あらゆる人格を目的それ自体とみなすことから導かれる人権への権利は、国家の枠組みによって制限されることはない。もちろん、個々の人権が、法的な形をとるものとして、民主的合法化を必要とするのは確かである。しかし、ケーラーによれば、人権への権利にはこうした合法化は必要とされず、この権利は民主主義に依拠しない。反対に、人権への権利が民主主義を正当化するのであって、人権への権利が認められることによって、民主主義への権利も認められる。この意味で、人権への権利と民主主義への権利は政治的に同義だとしても、人権と民主主義が道徳的に等価であるわけではない。民主主義は、人間による価値の承認に依拠することなく存在するような目的としては構想されないのであり、それゆえ、目的それ自体ということにおいて根拠づけられる人権への権利が、民主主義に先立つことになる。

ケーラーはここで、ハーバーマスの理論において、民主主義的自律と道徳的自律が等根源的なものとして同時に成立すると考えられていることに言及し、ハーバーマスが、法に先立つ、あるいは法を超えた道徳の圏域を想定することを認めず、民主主義の独立を堅持するとしても、彼の意図にとってみずからの理論がなんらマイナスの要素を含んでいないことを指摘する。というのは、民主主義を要求するのは、道徳的理念としての人権への権利であって、道徳的内容としての個々の人権ではないからである。特定の道徳的内容によって民主主義が正当化されるのではない以上、法や人権が法外に想定された道徳の圏域との一致や模写として理解されることもないのであり、その際、人権への権利が民主主義的自律を脅かすこともないと、ケーラーは考えている。

Ⅱ－(2)

もし、実定的な法的権利としてだけ人権を理解するなら、人権は立法者の認める妥当範囲においてのみ妥当しうるということになる。しかし、人権はある国家においてのみ妥当するべきではない。そして、人権を世界市民の権利と考えることはできるとしても、実際には、人権はいまだこうした法的権利ではない。では、現状としては国家の法においてのみ妥当しうる人権が、国家を超えて妥当すべきであるという条件のもとで、ハーバーマスの主張するように、人権を「はじめから」(115) 法的な意味での権利として理解しようとするなら、人権の立法者としてみなされうるのは、「アプリオリな法のもとにある法の外部の立法者」(ebd.) でなければならないはずである。しかし、人権が道徳的に根拠づけられているのではなく、はじめから法理的に制定されているのであれば、こうした立法者の位置に道徳性を想定することはできない。だとすれば、ハーバーマスにおける道徳と法の等根源性はどのように確保されるのか。これが、ハーバーマスに対するケーラーの問いである。さらに、人権を法によって制定される規範としてだけ理解しようとすれば、どのような原理的論拠によっても、法制定の変更にもとづく人権の失効や廃止を阻止す

[1] ただし、ケーラーは、人権を必要とする人間を、純粋に合理的な存在者としてのみみなすことはできないということを理由に、自律的な意志だけを人間のものとみなすわけではないという補助原理を重要視してもいる。

ることはできず、また、人権の法的妥当の承認も原理的には任意の行為とみなされうる。ケーラーによれば、こうした可能性が常に見込まれなければならないということが、人権を純粋に法的に根拠づけることの弱点でもある。

それゆえ、Ⅱ－(1)でのケーラーの主張が繰り返され、人権への権利が民主主義に先立つものとして示される。人権の起源が民主主義の発展や国民主権と緊密に結びついていたとしても、人権は、民主主義国家に、あるいは法治国家に生きる人間にのみ妥当するのではない。人間は、人権への権利をもっているのであり、それにより、人格として自らの人権が認められることを要求できる。人権は確かに、民主主義においてのみ保証されうるが、それがどんなに正統な手続きによるとしても、国家によって生み出される諸権利と同等ではありえない。

ハーバーマスが、「道徳的自律において根拠づけられた人権が、国民の政治的自律によってのみ実定的形態を獲得する」(116) と言うとき、彼の関心は、ポスト形而上学の思考において、法を道徳との一致やその模写として理解しないことにあるとケーラーはみなし、この意図を否定していない。また、人権を保証しうるのは民主主義的実践のみであるというハーバーマスの主張を共有してもいる。しかし、民主主義による自己決定という実践に依拠する「人権の実体」(ebd.) が、「制度化された民主主義のディスクルスのための条件となる」(ebd.) というように、ハーバーマスが人権への権利を民主主義と内的に結びつけるとき、人権への権利が民主主義理論によって矮小化されてしまう可能性が常に残存すると、ケーラーは考える。というのは、民主主義の法的実践を条件づける道徳的な「人権の実体」は、またこの実践に依拠するという仕方で、法と道徳の関係は「補完関係」(ebd.) に止まり、仮に、こうした実践における法制定が人権の失効に向かうとしても、道徳によってこれを制限することはできないからである。ケーラーが、目的それ自体ということから導かれる人権への権利を道徳的根拠として、それを民主主義的実践における法的根拠に先立つものとして想定するのは、こうした人権の矮小化の可能性に抗して、人権への権利を確保するためと言える。

(Ⅱ)でみたように、ケーラーは、人権への権利を目的それ自体としての人格の尊厳によって根拠づけ、それを自由と身体的な不可侵性への権利として定式化している。そして、この人権への権利の想定は民主主義理論になんら抵触することはないと考えている。ところで、(Ⅰ)でみたハーバーマスの議論では、主観的権利にもとづく法秩序や、世俗性の理念が問いにかけられる可能性について考察されていた。こうした問いと同様に、もし、ケーラーが人権への権利の内実として想定する「自由と身体的な不可侵性」や「平等」の概念が、あるいはその境界が問われることで人権が否認されたなら、それに対してケーラーの議論は相対主義に陥ることなく人権の根拠を主張することができるだろうか。このとき、ケーラーによってはじめに選択された「相互主観性」では、人権への権利の内実については問題化できない。ケーラーにおいては、まず人権への権利が想定され、これによってはじめて民主主義も正当化される以上、こうした民主主義は、相互主観的な民主主義的実践に先立って道徳的に想定される人権への権利そのものについては問うことができないからである。この場合、人権への権利に関する是非は、相対主義的なものとなら

ざるをえない。これに対して、ハーバーマスのように、法と道徳を等根源的なものと捉え、民主主義による法的実践に先立つ道徳の圏域を想定しないなら、人権の妥当に関するあらゆる問いは、「公正な政治的共存のための共通の基盤」という規範的次元において問題化できる。ハーバーマスの相互主観性は、民主主義的実践に先立って何らかの前提を立てることなく、「同等の権利をもって共存するためのルール」そのものについて了解することをも可能とするからである。

ケーラーの言うように、ハーバーマスのポスト形而上学の思考が、民主主義理論による人権への権利の矮小化という可能性を孕むとしても、こうした可能性は、おそらく、（Ⅰ）のハーバーマスの議論において、人権の世俗性への留保で懸念されていた、信仰のもつ影響力の「事実的」な弱体化の可能性と同一の問題領域に属するものとして考えられるべきではないだろうか。共存が避けられないものとして想定されている以上、相対主義に陥ることなく共存のルールについて了解するための「規範的」基盤は必要であり、その際、矮小化の可能性を孕むのが信仰の力であれ、人権への権利とされるものであれ、ハーバーマスの戦略こそがこの基盤を確保しうると言うこともできる。とはいえ、ケーラーの指摘どおり、人権を純粋に法的に根拠づけることは、人権の失効・廃止の可能性と、人権の妥当の承認が任意の行為として、民主主義的に閉じられた主権のうちに制限される可能性を常に残しているというリスクを負っているのも確かである。ハーバーマスの民主主義が、等根源的なものに止まる道徳によっては制限されえない以上、彼の人権概念はこれと同じリスクを共有している。少なくとも、両者の議論に残存するこうした問題点は、解決済みとはなっていない。

（よねだめぐみ　哲学哲学史・博士後期課程）